



福岡市成年後見推進センターだより

令和8年10月1日発行～Vol.17～



開設から5周年！！～リニューアル号～

福岡市成年後見推進センター（以下「推進センター」）は、この秋で開設5周年を迎えます。

日々の相談や関係機関の皆さまとの連携を通じて、多くの学びと気づきをいただき、ここまで歩んでくることができました。成年後見制度を取り巻く環境は少しずつ変化していますが、「その人らしい暮らしを支える」という考え方は変わりません。この5年間で築いてきたつながりを大切にしながら、これからも「相談してよかった」と思っただけの推進センターを目指してまいります。



推進センターだよりについて

令和6年12月より、本紙の発行を開始し、関係機関や市民の皆様にご覧いただいております。時には「推進センターだよりを見ています」と温かいお言葉をいただくこともあり、職員一同嬉しく思っております。

より多くの方々に推進センターのことを知っていただきたく、開設5周年を機に、今回は「リニューアル号」として改めて推進センターについてご紹介いたします。引き続き、ご覧いただけましたら幸いです。

◆センター長挨拶

推進センターが開設されて早や5年を迎えようとしております。推進センターの目的は、成年後見制度を活用して判断能力の不十分になられた市民の皆様の権利擁護を推進することにあります。現状ではその成果が徐々に現れつつあると感じております。

これまで、福岡市の関係課、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、ケアマネジャー等の方々との密な連携ができ、三士会のご協力に深く感謝申し上げます。

難しい事例でも何とか解決への道筋がつかめたケースでは、支援者の方々の心がしっかりつながり、取り組みの小さな成功を情報共有し、その喜びを分かち合い、積み重ね、明日へのエネルギーに変えておられます。その結果、ご本人の心の扉を開く道筋を創造しておられることに深い感銘を覚えております。

推進センター職員一同、学びの機会を与えられますことに心から感謝し、更に前進して行きたいと考えております。皆様方の更なる連携とご支援をお願い申し上げます。



推進センター職員一同

◆推進センターの4つの機能とは？

推進センターは、4つの柱をもとに、市民や相談支援機関等の皆さまからのご相談をお受けしています。

相談

- ・成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。
- ・制度のしくみや利用するための流れを説明します。
- ・制度の利用について専門職に相談できる相談会を実施します。

後見人候補者の調整

- ・成年後見制度が必要な方に適切な後見人等を調整します。
※成年後見人等の選任は、家庭裁判所が行います。

広報・啓発

- ・成年後見制度の利用を促進するため、広報・啓発を行います。

後見人支援

- ・親族・市民後見人へ後見活動に関する情報を提供します。

今号以降、4つの機能をトピックとして取り上げ、ご紹介いたします！



今号のトピックは3面へ

★今号のトピック★ 推進センターの「相談」機能について

推進センターでは、「一般相談」「成年後見相談会（専門職相談）」の2つを実施しております。

推進センター職員による「一般相談」では、成年後見制度に関するご相談から、手続きの流れまでを、電話もしくは来所にて説明させていただきます。相談は何度でも、開所時間中であればお受けできます。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による「成年後見相談会（専門職相談）」を開催しております。

成年後見制度の利用に関する、法的な課題（債務整理や訴訟問題）や、相続登記、福祉サービスの利用などについて、実際の後見業務に携わる専門職に直接ご相談いただけます。

相談会は同一相談につき1回限りの利用となり、来所相談のみとなっております。事前予約制となりますので、ご注意ください。

次ページ（4面）では、今年度の「成年後見相談会（専門職相談）」の日程を掲載しておりますので、ご希望の方はお気軽にご相談ください。

◆よくある質問 ○×クイズ！！

ご相談をお受けするなかで、下記のようなご質問をいただくことがあります。ぜひ、皆様も考えてみてください！

Q1

法定後見制度は、担当ケアマネジャー等の支援者が申立をすることができる？

Q2

成年後見人等は、本人や家族が自由に決めることができる？

Q3

成年後見人等は、本人に代わって食事を作ったり、介護をしたりすることが仕事？

<○×クイズ答え>

A 1. ×（法定後見制度は本人、配偶者、四親等以内の親族、市長が申立をすることができます。）

A 2. ×（成年後見人等の候補者を申立時に挙げることはできますが、最終的に成年後見人等を選任するのは家庭裁判所です。）

A 3. ×（成年後見人等は、本人の利益を守るため、預貯金の管理や福祉サービスの契約、不動産や相続の手続きなど、財産管理や法律行為に関する支援を行います。

※食事や介護などの日常生活の世話をを行うことが役割ではありません。）

成年後見相談会（専門職相談・予約制）

令和8年度開催日程

日程	相談員	開催について
10月13日（火）	弁護士	・いずれも13:00～16:00 ・1件につき45分（同一相談は原則1回まで） ・相談料無料
11月10日（火）	司法書士	
11月24日（火）	社会福祉士	
12月8日（火）	弁護士	
1月12日（火）	司法書士	
2月9日（火）	弁護士	
2月16日（火）	社会福祉士	
3月9日（火）	司法書士	

会場

福岡市市民福祉プラザ3階 相談室 ※別室に変更になる場合があります。

お申込み

開催前月の最初の開所日から受け付けます。電話、来所またはFAXにてお申込みください。

※予約状況についてはお問い合わせ下さい。

アクセス

市営地下鉄空港線

・唐人町駅4番出口 徒歩約7分

西鉄バス

・福大若葉高校前バス停 すぐ
 ・黒門バス停 徒歩約5分
 ・唐人町バス停 徒歩約7分
 ・大濠公園バス停 徒歩約10分



<問い合わせ先>

福岡市成年後見推進センター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL: 092-753-6450 FAX: 092-734-2010

開所日: 火曜日～土曜日（祝休日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

